

## お知らせコーナー

### 個人市・府民税の申告受付が始まります

次のとおり申告を受け付けますので、期間内に申告をお願いします。

#### ◆申告受付会場

##### 【あべの市税事務所】

2月10日②・12日③、  
2月17日④～3月16日⑤(土・日・祝を除く)  
受付時間／9:00～17:30(金は19:00まで)

##### 【臨時申告会場:東住吉区役所】

2月17日④～3月16日⑤(土・日・祝を除く)  
受付時間／9:00～17:30(金は19:00まで)

※2月17日④から1週間程度は、窓口が大変混み合い、長時間お待たせする場合がありますが、あらかじめご了承ください。

#### 問合せ あべの市税事務所

(阿倍野区旭町1-2-7 あべのメディックス7階)  
☎06-4396-2953(個人市民税)

### 東住吉税務署からのお知らせ

所得税・復興特別所得税等の申告書作成会場(東住吉税務署)の相談受付は、2月17日④から3月16日⑤の9:15～16:00までです(土・日・祝等を除く)。

※混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

※車までのご来場はご遠慮ください。

#### ◆所得税の申告はスマートフォンで!

「国税庁ホームページ」では、確定申告書の作成、e-Taxによる送信(提出)ができます。

※令和元年分の所得税の確定申告書作成コーナーでは、2か所以上の給与がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方などスマホ専用画面をご利用いただける範囲が広がります。

※ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信すれば申告完了! 申告書の控えは、PDF方式でスマホに保存できます。

※IDとパスワードは、税務署の窓口で発行しています。運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、税務署にお越しください。

#### 問合せ 東住吉税務署(平野区平野西2-2-2)

☎06-6702-0001(代表)  
(問合せ可能日・時間 ④～⑤の8:30～17:00)

### 後期高齢者医療高額医療・高額介護合算制度における平成30年度分の申請勧奨通知の発送について

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が1年間(平成30年8月1日から令和元年7月31日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、自己負担限度額を超える被保険者の方は、支給申請をすることによりその超えた金額が支給されます。該当の方には、大阪府後期高齢者医療広域連合より、3月上旬に申請勧奨通知がお手元に届くよう発送しますので、書類が届いた方は、必要事項をご記入・捺印のうえ、同封の封筒にて返送してください。

#### 問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課

☎06-4790-2031

### 大阪市登録調査員を募集しています

大阪市では登録調査員として登録し、国勢調査などの統計調査員として活動していただける方を募集しています。

1調査につき約2か月の任命期間(実働日数は数日)で、調査活動に応じた報酬が支払われます(1調査あたり3～6万円程度)。

登録には申請が必要ですので、お問合せください。  
※各種統計調査において、調査対象を訪問して調査票の配布や回収・点検などの作業をしていただきます。  
※20歳以上等の条件を満たす方であれば、どなたでも登録調査員としてご登録いただけます。

#### 問合せ 総務課5階51番

☎06-4399-9626 FAX06-6629-4533  
都市計画局統計調査担当  
☎06-6208-7865 FAX06-6231-3751

## 市民向け無料相談

ご利用は市内在住の方に限ります

相談名	日時	申込方法、場所など	予約・問合せ
弁護士による法律相談※1 <b>予約要</b>	2月4日④・12日⑤・18日・25日、 3月3日⑥13:00～17:00 (最終時間枠は16:30～)	場所／区役所 5階53番窓口 申込方法／当日9:00から電話で <b>【先着順】</b> に予約受付します。 ★1名(組)30分以内。 ★予約頂けるのは、1枠(30分単位)です。 ※2月12日のみ水曜日に開催します。	政策推進課(広聴広報) 5階53番窓口 ☎06-4399-9683 ※電話が混み合い、つながりにくくなる場合があります。
司法書士による法律相談※2 <b>予約要</b>	2月6日・20日、3月5日⑥ 13:00～16:00 (最終時間枠は15:30～)		
税務相談※3	2月～3月は無し		
行政相談※4	2月13日、3月12日⑥ 13:00～15:00(受付は14:30まで)		
不動産相談※5	2月19日、3月18日⑥ 13:00～16:00(受付は15:00まで)	場所／区役所 5階53番窓口 <b>【先着順】</b>	 予約は不要です。直接窓口へお越しください。
就労相談※6	2月14日、3月13日④ 13:30～16:00(受付は15:30まで)		
行政書士による相続遺言届出相談※7	2月27日、3月26日⑥ 13:00～15:00(受付は14:45まで)		
日曜法律相談 <b>予約要</b>	2月23日④ 9:30～13:30	場所／西区役所(西区新町4-5-14)、 城東区役所(城東区中央3-5-45) 定員／各会場16組 <b>【先着順】</b>	2月20日④・21日⑤ 9:30～12:00 【予約専用】☎06-6208-8805
外国籍住民法律相談 <b>予約要</b>	2月5日、3月4日⑥ 13:00～16:00 2月19日⑥17:00～20:00	場所／大阪国際交流センター内 インフォメーションセンター (天王寺区上本町8-2-6) 定員／各回4組	【予約専用】 ☎06-6772-1127 【問合せ】 ☎06-4301-7285
ひとり親家庭相談 <b>予約要</b> (離婚前相談もしています)	毎週④・⑤・⑥(祝日除く) 9:15～17:30	場所／区役所 2階28番窓口	保健福祉課(子育て支援) 2階28番窓口 ☎06-4399-9838
花と緑の相談	2月19日⑥ 14:00～15:30	場所／区役所 正面玄関窓口案内横	長居公園事務所 ☎06-6691-7200

※1…土地・建物、金銭貸借、相続・遺言、離婚・親権などの相談 ※2…不動産登記、相続登記、成年後見などの相談  
※3…一般的な税務相談 ※4…国の行政などへの相談 ※5…不動産に関する一般的な相談  
※6…就労に関する助言や情報の提供 ※7…遺言書や遺産分割協議書、内容証明郵便の作成などに関する相談

### 介護サービス利用にかかる費用の医療費控除について

医療系を中心とした介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、医療費控除の対象となる場合があります。対象となる利用者負担は次のとおりで、いずれも「領収証」が必要となります。

#### 【施設サービスの利用者負担額】

①介護療養型医療施設 ②介護老人保健施設 ③介護老人福祉施設 ④介護医療院  
の利用料・居住費・食費の利用者負担額 ※③は1/2相当額

#### 【居宅サービスの利用者負担額】

①医療系サービスの利用者負担額(訪問看護・通所リハビリテーションなど)  
②福祉系サービスの利用者負担額(生活援助中心型を除く訪問介護・通所介護など)

※福祉系サービスは、医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

#### 【介護福祉士等による喀痰吸引等が行われたとき】

本来医療費控除の対象とならない介護サービスであっても、介護福祉士による喀痰吸引・経管栄養が行われたときは、当該居宅サービス等にかかる自己負担額の1/10が対象。

#### 【おむつ代】

おむつ代の医療費控除を受けるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けおむつを使用している方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師の証明に代わる「確認書」を、保健福祉課(介護)2階29番窓口で交付できる場合があります。

問合せ 保健福祉課(介護)2階29番 ☎06-4399-9859 FAX06-6629-4580

### 障がい者控除対象者認定書をご存知ですか

身体障がい者手帳などの交付を受けていない方で、65歳以上のねたきりの方または認知症の方で、身体障がい者手帳などの交付基準に準ずる場合は、申請により「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。認定書を提示し、所得税の確定申告や個人市・府民税の申告をすることにより税法上の「障がい者控除」の適用を受けることができます。

問合せ 保健福祉課(福祉)2階28番 ☎06-4399-9857 FAX06-6629-4580



## 令和元年度 厚生労働大臣表彰状授与式が行われました

12月16日、さわやかセンターにおいて、令和元年度厚生労働大臣表彰状授与式が行われました。福祉分野のボランティア活動を長年行い、その功績が特に顕著である方々が表彰され、東住吉区からは、30年以上にわたり視覚障がい者向け音訳活動を続けておられる「東住吉区朗読ボランティアなでしこ会」が表彰されました。

ご功績をたたえ、栄えあるご受賞を心からお祝い申し上げます。



長年にわたり、毎月の広報紙を朗読してくれて、ありがとうっ!!  
これからもよろしくお願いたしますっ!!

問合せ 東住吉区社会福祉協議会 ☎06-6622-6611

